

令和8年度 白鷹町住宅関連補助制度資料

*** 目 次 ***

1. 町産材等木造建築推進事業について…………… P1

- ① 事業概要（別紙）
- ② 令和8年度の当初予算額は200万円（早期に需要が多い場合は補正も可）
（町産材分は現金、その他は商品券）
- ③ 令和9年1月31日まで工事が完成するものに限る

（注） 審査会にて申請書を基に工事内容等を審査します。審査会は、月2回（前半・後半）を目途に行いますので、着工前に余裕をもって提出して下さい。

（担当：商工会 TEL85-0055）

2. 省エネ住宅促進事業…………… P13

- ① 事業概要（別紙）・・・認定証の写しの提出が必要
- ② 予算額は150万円 現金払い（口座振込）
- ③ 令和9年2月28日まで認定書が交付されたものに限る

（担当：商工会 TEL85-0055）

3. 町住宅関係補助事業…………… P25

- ① 木造住宅耐震診断士派遣事業・木造住宅耐震改修事業（概要）
- ② 住宅リフォーム支援事業（概要）…一般型と移住・定住促進型に分かれます。
対象工事により補助金上限があります。
…町建設課にお問い合わせください。

（担当 建設課 都市・住宅係 TEL85-6139）

上記事業は、併用可能ですが、申請書はそれぞれ必要です。

令和8年4月

白鷹町商工会

令和8年度 町産材等木造建築推進事業の概要



【申請要件】

下記の各号に該当すること

- ① 町民であること。または、完成まで町民となること
- ② 町内にある建物であること
- ③ 全体工事費が30万円(税抜き)以上であること
- ④ 木工事費が全体工事費の25%以上あること又は100万円以上であること
- ⑤ 町内の登録施工業者との契約であること
- ⑥ 町税の未納がないこと

【補助額】

- ・ 全体工事費(町産材を除く・税抜き金額)の10%を補助する(上限10万円、商品券で交付)
- ・ 1㎡以上の町産材(要証明)の利用がある場合は、別途補助する(現金、口座振込)
 - (ア) 住宅・店舗の新築工事の場合 … 30万円上限
 - (イ) 付属建物(住宅・店舗を除く)の新築工事の場合 … 20万円上限
 - (ウ) その他増改築・修繕工事の場合 … 10万円上限

【施工業者】

登録制です。施工業者登録申請書(様式5)と納税証明書を提出してください。

下記に該当する事業者に限ります。

- (1) 白鷹町商工会会員であること
 - (2) 町内に事業所を有し、対象とする工事を施工できる法人又は個人
 - (3) 町税に滞納がない者
- ※下請け施工業者も原則、上記に準じます。

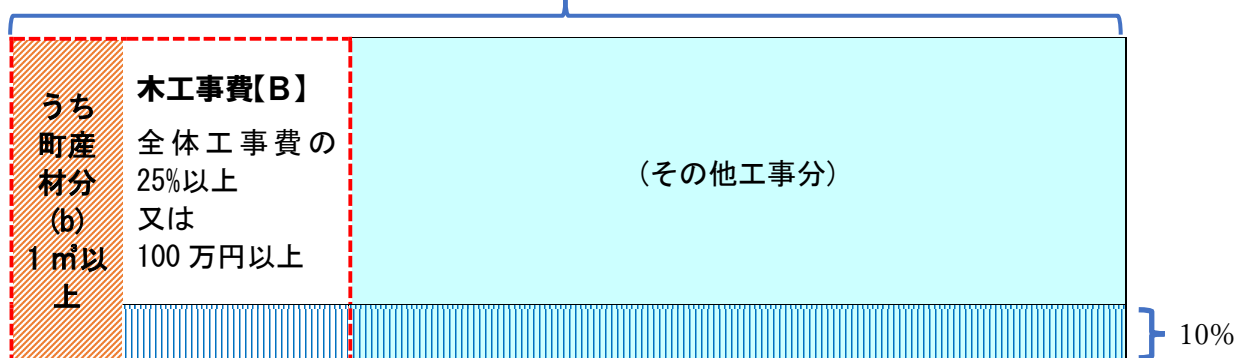


【対象期間】

令和8年4月3日以降に申請し、令和9年1月31日までに完成する工事とします。

事業費イメージ

全体工事費【A】



- (1) B(破線部分)が100万円以上 又は B/A が25%以上
 - (2) 木造建築推進分・・・商品券
(町産材除いた部分(A-b)の10%(縦縞部分、但し10万円上限)
 - (3) 町産材利用分(b.網掛けの部分)・・・10~30万円(現金:口座振込)
- ※(2)(3)とも1000円未満の端数は切り捨てになります。

※住宅リフォーム補助金との併用も可能です。(別申請)

【申請書類等】

下記の物を提出ください。

1. 事業計画申請書（様式1）
2. 添付書類

「①工事見積書 ②町産材見積書（町産材使用の場合）③位置図・平面図 ④下請け業者内訳書 ⑤工事前写真 ⑥直近の町納税証明書（申請者）④住所異動確約書（町民以外の場合）」

※工事見積書には木工事費用が分かるように記載ください。

【審査】

申請があった場合、審査会で内容等の審査をします。審査会は原則月2回まで（中旬・下旬）を予定しています。15日、末日を〆切目途とし提出のあった分をまとめて審査します。そのため内示通知まで時間がかかる場合がありますので、余裕を持った工期となるようご注意ください。（注. 事前着工は認められません。）

※内示通知は施工業者様を通して申請者にお渡ししていただいております。

【完成手続き等】

工事が完成し支払いが終わりましたら、下記の物を提出してください。

1. 工事完成届書（様式3）
2. 添付書類

「①領収書の写し ②完成写真（工事箇所、工事内容が把握できるもの）（※町産材使用の場合. ③町産材使用が分かる写真 ④町産材の産地証明書（出荷証明書）又は購入が分かる書類 ⑤給付金振込依頼書（様式6）」

*完成日が予定より遅れる場合はご連絡ください。

【交付決定】

工事完成届書が提出されたら、内容を確認の上、交付決定を申請者にお送りします。商品券は商工会窓口で交付します。現金分は指定の口座に振り込みます。

【商品券の取り扱い】

詳細は、交付時にお知らせします。

- (1) 施工業者への支払いには使えません。
- (2) 利用できるお店は、白鷹町商工会商業サービス部会員で「取扱い事業者登録証書」の交付を受けた者になります。（別途募集し、一覧表にてお知らせします。）
- (3) 商品券の利用は、額面により現金同様ですが、つり銭は出ません。
- (4) ご利用期間は、令和8年9月1日から令和9年2月28日（予定）となります。完成が遅い場合、利用期間が短いので計画的に利用いただくようご周知ください。

町の補助事業ですので、目的に沿った適正な申請・事務処理をお願いします。また、申請数・予算残額の状況により制限や調整がかかる場合があります。ご了承ください。

〈住宅リフォーム支援事業や省エネ住宅普及促進事業との併用も可能です。〉

※この補助金で新增改築されたことは、町税務担当でも把握しますのでご理解ください。

必ず事前に申請してください。着手後は対象外となります。

令和8年度白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業実施要項

(目的)

第1条 豊かな森林資源の有効活用を図り、町産材等木造建築工事を促進することにより、町内関連業界の振興・発展に資するとともに、町内消費の拡大及び地域経済の循環を図ることを目的とする。

(給付金受給対象者)

第2条 給付金の対象は、次の各号に該当する方とする。

- (1) 自ら居住又は利用する住宅、店舗等の工事及び修繕を行う方
- (2) 本町に住所を有する方（申請年度の年度末までに本町に転入し、居住する予定の方を含む）
- (3) 町内の施工業者と契約する方
- (4) 30万円以上の工事を行う方
- (5) 町税に滞納がない方

2 申請は、対象期間内に1回とする。また、施工業者の方の持家住宅等を自ら行う工事は、本事業の対象とはしない。

(対象工事等)

第3条 対象とする工事費は、町内に存在する（建設予定含む）建物で次の各号によるものとする。

- (1) 住宅及び店舗の新築、増改築及び修繕工事
 - (2) 付属建物（車庫、作業所及び物置）の新築及び増改築及び修繕工事
- 2 対象とする工事費は請負額（契約額）が30万円（税抜き）以上とする。
- 3 木工事費（木材・建材・大工工事含む）が請負額（契約額）の25%以上、又は木工事費が100万円を超えた工事とする。
- 4 対象期間は、令和8年4月3日以降の申請で令和9年1月31日まで工事が完成する工事とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、対象とする工事費の10%とし、10万円を限度額とする。

なお、1,000円未満は切り捨てとし、交付は、白鷹町商工会が発行する商品券（額面1,000円券）とする。なお、町産材購入額は除いて計算する。

- 2 町産材を1㎡以上使用する場合は、その購入額を現金（口座振込）で交付する。なお、次の各号の額を限度とする。また、給付額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- (1) 住宅・店舗の新築工事の場合 30万円
 - (2) 付属建物（住宅・店舗を除く）の新築工事の場合 20万円
 - (3) その他増改築・修繕工事の場合 10万円

(施工業者)

第5条 施工業者は、白鷹町商工会に施工業者登録した者で次の各号に該当するものとする。

- (1) 白鷹町商工会会員かつ町内に事業所を有し、対象とする工事を施工できる法人又は個人
 - (2) 町税の滞納がない者
- 2 施工業者の登録は、白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業登録申請書（様式第5号）に納税証明書を添えて商工会長に提出するものとする。
- 3 登録期限は定めず、随時、申請可能とする。

(計画申請)

第6条 給付金の申請にあたっては、工事を開始前に白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業計画申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、商工会長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書(町産材利用の場合は別途見積書)
- (2) 位置図及び平面図
- (3) 下請け業者内訳書
- (4) 工事前写真
- (5) 納税証明書
- (6) その他会長が必要と認める書類

(審査及び内示)

第7条 前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、適正と認められた場合は、申請者に給付金の内示通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業給付金審査会(以下、審査会という。)を設置する。審査会は、有資格者2名で構成し適宜開催する。

(完成届)

第8条 申請者は、工事が完了したら速やかに工事完成届書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し(見積書の金額と変更があった場合は、内訳書も)
- (2) 完成写真、木工事完了写真(工事箇所、工事内容が把握できるもの)
- (3) 口座振替

※町産材使用の場合

- (4) 町産材使用箇所の写真(使用箇所が把握できるもの)
- (5) 町産材製品で合法材であることの証明書等、町産材製品の納品伝票及び領収書の写し

(交付決定)

第9条 会長は、前条の規定による完成届書の提出があったときは、確認審査を行い、適正と認められた場合は、申請者に給付金額決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 その他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月2日から施行する。

商品券の取扱いの概要

- 1.商品券は商工会で用意するものを使用する。なお、使用期間を指定しているので期間内の使用とする。
- 2.施工業者への当該工事の支払いには使用できないものとする。
- 3.取扱い事業者は、白鷹町商工会商業サービス部会員かつ白鷹町に本店がある事業者（ただし運輸業についてはこの限りでない）で、登録認定を受けた者とする。
- 4.取扱い事業者は、使用された商品券の再使用は禁止する。
- 5.取扱い事業者が申請者の場合、自店での換金は禁止する。
- 6.取扱い事業者にて商品券を利用し物品購入またはサービス等の提供を受ける場合には、商品券の額面で現金同様に扱うものとする。ただし、つり銭は出さないものとする。
- 7.使用された商品券は、換金依頼書（回収票）をつけて商工会事務所に提出するものとする。
- 8.取扱い事業者から一部換金手数料を負担していただくものとする。
- 9.毎月、期日まで提出(回収)された商品券の代金は、定める期日まで指定の口座へ支払うものとする。
- 10.その他、詳細は別途定める。

※商品券取扱期間(予定) 令和8年9月1日から令和9年2月28日まで

商品券(R7 仕様例)



白鷹町商工会 会長 吉 田 博 之 殿

申請者 住所：白鷹町大字
氏名：
TEL：

印

令和8年度 白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業計画申請書

1. 建築工事内容

- (1) 持家住宅 ① 町産材使用新築 ② 増改築 ③ 修繕(木工事を含むもの)
(2) 店 舗 ① 町産材使用新築 ② 増改築 ③ 修繕(木工事を含むもの)
(3) 附属建物 ① 車庫 ② 作業所 ③ 物置
① 新築 ② 増改築 ③ 修繕(木工事を含むもの)

※工事箇所詳細 _____

2. 建築工事場所 白鷹町大字 _____

3. 工期(予定) (着工)令和 年 月 日 ~ (完成)令和 年 月 日

4. 工事金額 _____ 円(税抜き)

※工事金額の内

(1) 木工事費(請負額の25%以上又は100万円以上) _____ 円(税抜き)

(2) a 新築 b 新築以外 に使用する町産材の量及び購入費 _____ m³ _____ 円(税抜き)

5. 給付金申請額(町産材購入費を除いた額) _____ 円(千円未満切捨)

町産材使用に係る給付金申請額 _____ 円(千円未満切捨)

6. 工事施工業者 (1) 住 所 白鷹町大字 _____

(2) 氏名または名称

及び代表者氏名 _____

(3) TEL _____

◆ 添付書類

- ① 工事見積書(内訳書)(町内産材使用の場合、町内の企業を通して購入する費用見積書)
② 位置図 ③ 平面図 ④ 下請け業者内訳書 ⑤ 工事前写真
⑥ 町納税証明書の写し(直近の申請者分) ⑦ 住所異動確約書(町民以外の場合)」

令和 年 月 日

様

白鷹町商工会
会長 吉田博之

**令和8年度
白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業
内 示 通 知 書**

令和 年 月 日付けで申請のあった _____ について、
審査の結果、本事業の交付対象工事にすることとしたので、本要項により内示します。

記

<u>給付金内示額</u>	_____ 円
	内訳
	<u>町産材購入費を除いた額</u> _____ 円(商品券による支給)
	<u>町産材使用に係る額</u> _____ 円(現金による支給)

留意点

- (1) 工事完成後、別紙の工事完成届書を提出してください。
- (2) 工事完成届書をもとに給付金の額を決定致します。
- (3) 町産材使用に係る給付金(現金分)振込依頼書を提出してください。

(様式第3号)

令和8年度
白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業
工 事 完 成 届 書

令和 年 月 日

白鷹町商工会
会長 吉田博之 殿

申請者氏名 _____ ⑩

TEL :

- ・下記の工事が完成したのでお届けします。

工 事 名	
工 事 場 所	白鷹町大字
工 事 金 額	(税抜き)
木 工 事 費 (請負額の25%以上 又は100万円以上)	(税抜き)
町産材の量及び購入費	(税抜き)
工 事 完 成 月 日	令和 年 月 日
施工業者名 (電話番号)	

添付書類

- ① 領収書の写し
- ② 完成写真、木工事完了写真(工事箇所、工事内容が把握できるもの)
- ③ 町産材使用の場合、町産材使用箇所の写真(使用箇所が把握できるもの)
- ④ 町産材製品で合法材であることの証明書等、町産材製品の町内企業からの納品伝票及び領収書の写し
- ⑤ 住民票(申請時町民でなかった場合)

様

白鷹町商工会
会長 吉田 博之

**令和8年度
白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業
給付金額決定通知書**

令和 年 月 日付けで工事完成届のあった、白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業について、その給付金交付額を下記のとおり決定したので通知いたします。

記

給付金交付額	_____円
	内訳
	<u>町産材購入費を除いた額</u> _____円(商品券による支給)
	<u>町産材使用に係る額</u> _____円(現金による支給)

【留意点】

町産材購入費を除いた額の給付金は商品券により交付いたしますので、
____月 日()から ____月 日()の間に商工会事務局（白鷹町産業センター内）において下さい。

町産材使用に係る額の給付金は指定の口座に ____月 日()振り込みます。

- 指定日に来所できない場合は、ご連絡下さい。
- 来所時に枚数確認していただきますが、同封の受領書に記入押印しご持参下さい。

白鷹町商工会
会長 吉田博之 殿

申請者 事業所名
代表者名

㊞

令和8年度
白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業
(兼 白鷹町商工会省エネ住宅促進事業)
施 工 業 者 登 録 申 請 書

事業所住所	
所属部会名	
電話番号	
FAX番号	
創業年	
白鷹町における 営業年数	
経営形態	個人 法人（資本金 千円）
従業員数	
建設業許可番号	

※直近の白鷹町の納税証明書(写し可)を添付ください。

白鷹町商工会長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

口 座 振 込 依 頼 書

白鷹町商工会省エネ住宅普及促進事業

白鷹町産材等木造建築推進事業

上記給付金については、下記の預金口座へ振り込んでください。

銀行名		本・支店名	
預金種目	当座 / 普通 (※貯蓄預金は対応できません)		
口座番号			※右詰めで記入して下さい。
フリガナ			
口座名			

※預金通帳の写し（本支店名等、上記の内容が確認できる部分）を添付してください。

※申請者本人名義の口座とします。

確 約 書

私は、令和 年 月 日までに白鷹町に住所を異動することを確約いたします。
また、異動の事実が確認できない場合には、交付された給付金について、返還することを確約いたします。

記

- 1 住宅建築場所 白鷹町大字
- 2 転居予定日 令和 年 月 日 頃

令和 年 月 日

(申請者) 郵便番号 〒

現住所

氏名

Ⓔ

電話番号

令和8年度 省エネ住宅促進事業の概要

省エネ住宅の普及により温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の抑制を図ります。

【申請要件】（同一年度の申請は1回を限度とする）

下記の各号に該当すること

- ① 町内に居住するための戸建て住宅を新築・購入すること
- ② 木材を利用して建築する住宅であること
- ③ 町民であること。または、今後町民となること
- ④ 町内の登録施工業者との契約であること
- ⑤ 町税の未納がないこと
- ⑥ 別表の省エネ等の認定証等の交付を受けたもの



【補助額】

1件につき30万円を現金交付(口振)する。(総件数は、予算の範囲で先着順)

【施工業者】

登録制です。施工業者登録申請書(様式6)と納税証明書を提出してください。下記に該当する事業者に限ります。

- (1) 白鷹町商工会会員で対象とする工事を施工できる者
- (3) 町税に滞納がない者

※町産材等木造建築推進事業の登録申請書と兼ねられます。

※下請け施工業者も原則、上記に準じます。

【対象期間】

令和8年4月3日以降に申請し、令和9年2月末日までに完成する工事とします。(事前着工は認められません。必ず事前に申請してください。)

〈別表〉

対象とする認定証等	認定証等の要件
(1) やまがた省エネ健康住宅認定証	やまがた省エネ健康住宅の普及推進にかかる要綱第12条第1項に規定するやまがた省エネ健康住宅認定証の交付を受けていること
(2) 設計住宅性能評価書又は建築住宅性能評価書	断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6であること
(3) 長期優良住宅建築等計画認定通知書	長期優良住宅の認定をうけていること
(4) 低炭素建築物新築等計画認定書	低炭素建築物の認定をうけていること
(5) BELS認定証	BELS認定証においてZEHマークの表示があること

【申込書類等】

下記の物を提出ください。

1. 事前申込書（様式1）
2. 添付書類 ①位置図 ②町納税証明書の写し（直近の申請者分）

【完成手続き等】

事業が完了しましたら、下記の物を提出してください。

1. 工事完成報告書（様式3）
2. 添付書類
「①住民票謄本の写し（又は確約書（様式4）） ②認定証の写し ③契約書の写し
④検査済証の写し ⑤完成写真 ⑥口座振込依頼書（様式7）」

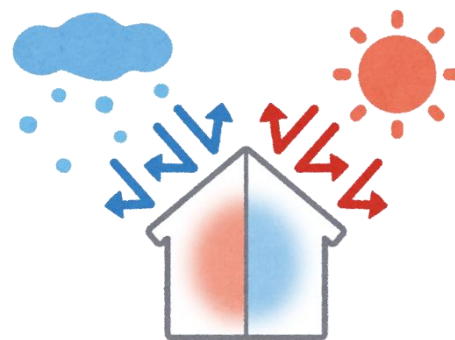
* 事業完了後30日以内、または令和9年3月10日のいずれか早い日まで

町住宅リフォーム支援事業や町産材等木造建築推進事業との併用も可能です。

町補助の事業ですので、目的に沿った適正な申請・事務処理をお願いします。

※この補助金に関する情報は、町税務担当でも把握しますのでご理解ください。

必ず事前に申込してください。



省エネ住宅

(事業の目的)

第1条 省エネルギー性能の高い住宅（以下「省エネ住宅」という。）を普及させることにより、温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な循環型社会の実現と地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(給付金受給対象者)

第2条 給付金の対象は、次の各号に該当する方とする。

- (1) 町内に自らが居住するために第3条に該当する戸建て住宅を新築する方又は建売の戸建て住宅を購入する方
 - (2) 本町に住所を有する方（申請年度の年度末までに本町に転入し、居住することが確約する実である方を含む）
 - (3) 第4条に該当する町内業者と契約する方
 - (4) 町税に滞納がない方
- 2 対象期間内(年度内)での申請は1回とする。

(給付対象住宅)

第3条 対象とする住宅は、次の号のいずれかに該当すること。

- (1) 町内に自らが居住するために新築した戸建て住宅又は購入した戸建ての建売住宅（当該建売住宅の新築工事完了前に売買契約を締結したものに限り。）であって、次のいずれにも該当するもの。
 - ア 別表に定めるいずれかの認定証等(以下「認定証」という。)の交付を受けたもの
 - イ 認定証の交付日又は新築工事完了日（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に定める検査済証（以下「検査済証」という。）の交付日）のいずれか遅い日が給付金を申請する年度の4月1日以降であるもの
 - ウ 木材を利用して建築する住宅であること
- (2) 町内に自らが居住するために購入した戸建ての建売住宅（当該建売住宅の新築工事完了後に売買契約を締結したものに限り。）であって、次のいずれにも該当するもの。
 - ア 別表に定めるいずれかの認定証等の交付を受けたもの
 - イ 給付金を申請する年度の4月1日以降にその引渡しを受けたもの
 - ウ 新築工事完了後に居住の用に供したことがないもの
 - エ 木材を利用して建築する住宅であること

(施工業者)

第4条 施工業者は、白鷹町商工会に施工業者登録した者で次の各号に該当するものとする。

- (1) 白鷹町商工会会員で施工が可能なもの
 - (2) 町税に滞納がない者
- 2 施工業者の登録は、登録申請書(様式第6号)に納税証明書を添えて商工会長に提出するものとする。登録は、随時、申請可能とする。
- 3 下請け施工業者についても第1項に準ずるものとする。

(給付の額)

第5条 給付の額は、1件につき30万円とし、予算の範囲内で給付金を交付する。

(対象期間)

第6条 住宅の引渡し又は別表に定める認定証の交付が、令和8年4月1日から令和9年2月末日までに行われる事業を対象とする。

(受付期間)

第7条 事前申込書の提出の受付期間は令和8年4月3日からとし、第1回締め切りを令和8年7月31日とする。なお、予定数に満たない場合、予算額が増額した場合は、その後、随時受け付ける。いずれも先着順とする。

(提出書類)

第8条 給付金の申込及び完成報告については、各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 事前申込書 (様式第1号)

〈添付書類〉

- ①位置図
- ②納税証明書

(2) 工事完成報告書兼交付申請書 (様式第3号)

〈添付書類〉

- ①申請者の住民票謄本の写し (原本)
 - ※住民登録をしている住所が補助対象住宅の住居表示と同一であることが確認できるもの
 - ※ (住所が町外の場合) 住民異動に関する確約書 (様式第4号)
- ②認定証の写し
- ③工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- ④検査済証の写し (建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第7条第1項の規定の適用を受けない建築物にあつては、工事完了引渡し証明書の写し)
- ⑤補助対象住宅の完成写真
- ⑥口座振込依頼書 (様式第7号)

(受理の通知)

第9条 事前申込書の審査の結果を踏まえ、申請者に受理を通知 (様式第2号) する。

(完成報告書の提出期限)

第10条 工事完成報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日、または、令和9年3月10日のいずれか早い日とする。

(決定通知及び交付)

第11条 前条の規定による完成報告書の提出があつたときは、確認審査を行い、適正と認められた場合は、給付金交付額を決定通知 (別記様式第5号) する。

2 給付金は、指定の口座に振込むものとする。振込は、完成報告書受領後、10日を目途とする。

(財産処分の制限)

第10条 本給付金の受給者は、本事業により取得した住宅を白鷹町商工会の承認を受けないで、給付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を納付した場合並びに10年

を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月2日から施行する。

別表

対象とする認定証等	認定証等の要件
(1) やまがた省エネ健康住宅認定証	やまがた省エネ健康住宅の普及促進に関する要綱（令和8年4月__日施行）第12条第1項に規定するやまがた省エネ健康住宅認定証の交付を受けていること。
(2) 設計住宅性能評価書又は建築住宅性能評価書	断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6であること。
(3) 長期優良住宅建築等計画認定通知書	長期優良住宅の認定を受けていること。
(4) 低炭素建築物新築等計画認定書	低炭素建築物の認定を受けていること。
(5) B E L S 認定証	B E L S 認定証においてZ E Hマークの表示があること。

白鷹町商工会長 殿

(申請者)

住 所

フリ ガナ
氏 名

印

電話番号

白鷹町商工会省エネ住宅促進事前申込書

白鷹町商工会省エネ住宅促進事業に以下のとおり申し込みます。

1. 事業内容 ※該当する□にチェックを入れてください。

住宅の区分	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅の新築 <input type="checkbox"/> 戸建て建売住宅の購入 (新築工事完了前に売買契約を締結) <input type="checkbox"/> 戸建て建売住宅の購入 (新築工事完了後に売買契約を締結)
住宅の所在地番	白鷹町大字
住宅の新築工事完了予定日	令和 年 月 日
取得予定の認定証の種類	<input type="checkbox"/> やまがた省エネ健康住宅認定証 <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書または建築住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅建築等計画認定通知書 <input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画認定書 <input type="checkbox"/> BELS認定証
認定証の交付見込日	令和 年 月 日

2. 添付書類 ※該当する□にチェックを入れてください。

共 通	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 納税証明書
施工業者の住所及び代表者名	
その他会長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> ()

3. 確認事項 ※内容を確認し、□に✓を付すこと。

- 年度末までに白鷹町への住民登録がなされなかった場合には、本事業の対象とならないことを了承しました。
- 最終的な給付の可否や給付金の額は、工事完成後に提出する工事完成報告書(兼交付申請書)を審査したうえで確定するものであり、本申込書の提出をもって補助が確定するものではないことを了承しました。

第 号
令和 年 月 日

申請者 様

白鷹町商工会
会長 吉田 博之 ⑩

令和8年度白鷹町商工会省エネ住宅促進事業 受理決定通知書

令和 年 月 日付けで事前申込書の提出のあった令和8年度白鷹町商工会省エネ住宅促進事業について、同事業実施要項第9条の規定により、受理を決定したので通知します。

記

- 1 事業の名称 令和8年度白鷹町商工会省エネ住宅促進事業
- 2 給付金交付予定額 300,000円
- 3 注意事項

- (1) 事業内容に変更が生じた場合（事業の中止を含む）は、速やかに申し出ること。
- (2) 事業完了の日から30日を経過する日または令和9年3月10日のいずれか早い日までに工事完成報告書（兼交付申請書）（様式第3号）を提出すること。
- (3) 事前申込書の提出及び本通知をもって補助が確定するものではなく、最終的な補助の可否や給付金の額は、事業完了後に提出する工事完成報告書を審査したうえで確定するものである。

白鷹町商工会長 殿

(申請者)

住 所

フリ ガナ
氏 名

印

電話番号

白鷹町商工会省エネ住宅促進事業工事完成報告書（兼交付申請書）

白鷹町商工会省エネ住宅促進事業について、工事の完成を報告いたします。

1. 事業内容 ※該当する□にチェックを入れてください。

住宅の新築工事完了日	令和 年 月 日 (建築基準法に規定する検査済証の交付日)
認定証の種類	<input type="checkbox"/> やまがた省エネ健康住宅認定証 <input type="checkbox"/> 設計住宅性能評価書または建築住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅建築等計画認定通知書 <input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画認定書 <input type="checkbox"/> BELS認定証
認定証の交付日	令和 年 月 日
住宅の引渡しを受けた日	令和 年 月 日 ※建売住宅の購入で、新築工事完了後に売買契約を締結した場合

2. 添付書類 ※該当する□にチェックを入れてください。

共 通	<input type="checkbox"/> 申請者の住民票謄本の写し若しくは住民異動確約書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 認定証の写し <input type="checkbox"/> 工事請負契約書または売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 建築基準法検査済証の写し (同法第7条第1項の規定の適用を受けない建築物にあっては、工事完了引渡証明書の写し) <input type="checkbox"/> 住宅の完成写真 <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書
建売住宅の購入で、新築工事完了後に売買契約を締結した場合	<input type="checkbox"/> 未使用であることを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 引渡日が確認できる書類
その他会長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> ()

3. 確認事項 ※内容を確認し、□に✓を付すこと。

- 本報告書の提出後、白鷹町商工会又は白鷹町より確認を要する事項がある場合には、住宅の現地調査等に応じます。
- 本事業により給付金の給付を受けた後、白鷹町商工会及び白鷹町より環境施策等の参考とする事項に関する調査、報告等の依頼があった場合には、協力いたします。

確 約 書

私（ども）は、令和9年3月31日までに白鷹町に住所を異動することを確約いたします。

また、異動の事実が確認できない場合には、交付された給付金について、返還することを確約いたします。

記

1 住宅建築場所 白鷹町大字

2 転居予定日 令和 年 月 日 頃

令和 年 月 日

(申請者) 郵便番号 〒 ー

現住所

氏 名 ⑩

氏 名 ⑩

電話番号

なお、住所異動しだい住民票の写しを提出します。

申請者 様

白鷹町商工会
会長 吉田 博之 ㊟

令和8年度
白鷹町商工会省エネ住宅促進事業交付決定通知書

令和 年 月 日付で工事完成報告（兼交付申請）のあった令和8年度白鷹町商工会省エネ住宅促進事業について、同事業実施要項第12条の規定により下記のとおり給付金を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 給付金の名称 令和8年度白鷹町商工会省エネ住宅促進事業
- 2 給付金交付決定額 300,000円
- 3 交付の条件
 - (1) 給付金受給者は、この給付金に係る収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。
 - (2) 給付金の交付後に交付要件を満たしていないことが確認された場合又は給付金の交付に関して虚偽の申請を行っていたことが確認された場合には、給付金を返還しなければならない。
 - (3) 本給付金の交付に伴い、住宅の現地調査等を行う必要がある場合にはそれに応じなければならない。

白鷹町商工会
 会長 吉田博之 殿

申請者 事業所名
 代表者名

⑩

令和8年度
 白鷹町商工会省エネ住宅促進事業
 (兼白鷹町商工会町産材等木造建築推進事業)
 施 工 業 者 登 録 申 請 書

事業所住所	
所属部会名	
電話番号	
FAX番号	
創業年	
白鷹町における 営業年数	
経営形態	個人 法人（資本金 千円）
従業員数	
建設業許可番号	

※直近の納税証明書の写しを添付してください。

白鷹町商工会長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

口 座 振 込 依 頼 書

白鷹町商工会省エネ住宅促進事業白鷹町産材等木造建築推進事業

上記給付金については、下記の預金口座へ振り込んでください。

銀行名		本・支店名	
預金種目	当座 / 普通 (※貯蓄預金は対応できません)		
口座番号			※右詰めで記入して下さい。
フリガナ			
口座名			

※預金通帳の写し(本支店名等、上記の内容が確認できる部分)を添付してください。

※申請者本人名義の口座とします。

～令和8年度 住宅関係補助事業に関するご案内

白鷹町では、住宅の居住環境の質や安全性の向上を図り、災害に強く快適な住まい、まちづくりを推進することを目的に下記の事業を実施しています。

詳細は、白鷹町建設課 都市・住宅係

(☎0238-85-6139) までお問合せください。

≪木造住宅耐震診断士派遣事業（概要）≫

○対象となる住宅

- ・平成12年5月31日以前に着工された2階建て以下の戸建木造住宅。
- ・主要構造部が木造の専用又は併用住宅で、個人が所有していること。等

○申請者の負担額

- ・耐震診断料 10,000円
- ・耐震補強計画の作成料 5,000円

!!対象住宅が「昭和56年5月31日以前」から「平成12年5月31日以前」になりました!!

≪木造住宅耐震改修事業（概要）≫

○補助対象者

- ・耐震診断士派遣事業で耐震診断を受け、耐震診断士が補強計画及び設計を作成していること。
- ・町税等の滞納がないこと。
- ・耐震診断の総合評点が1.0未満(簡易耐震改修は0.7未満)であること。
- ・施工者が山形県内に所在地を有する個人事業者又は山形県内に本店を有する法人事業者であること。等

○補助金の額等

項目	対象工事	補助率・上限	
耐震改修	改修後評点を1.0以上にする工事	50%・140万円	
減災対策	簡易耐震改修	80%・30万円	
	部分耐震改修 (いずれか)		改修後評点を1階のみ1.0以上にする工事
			・主要な居室等のみ耐震改修を行う工事
			・屋根又は2階以上の重量を軽減する工事
防災ベッド等	防災ベッド、耐震シェルターを設置する工事		
住替支援	耐震性のない住宅を除却し耐震性のある住宅に住替		

!!「住替」に対する補助を実施します!!

◀ 住宅リフォーム支援事業（概要）

○対象工事・補助金額

- ・下表の対象工事のいずれかを一つ以上含み基準点が10点以上となる工事。
- ・県内業者によるリフォーム工事。
- ・請負金額が50万円以上(税込み)の工事。等

○申請者(施主)の要件

- ・町内に住所を有する者(実績報告時まで本町に転入し、居住する者を含む)。
- ・町税などの滞納がないこと。等

令和8年度白鷹町住宅リフォーム支援事業制度概要						
類型	世帯要件	対象工事	補助率・上限			
			通常		空き家活用 (中古住宅診断未実施)	
			補助率	上限額	補助率	上限額
一般型	なし	やまがた省エネ健康住宅の認証を受け全体改修を実施	工事費の10%	32万円	工事費の20%	57万円 (52万円)
		やまがた省エネ健康住宅の認証を受け部分改修を実施		22万円		47万円 (42万円)
		断熱化、バリアフリー化、克雪化など		12万円		37万円 (32万円)
移住・定住 促進型	移住 新婚 子育て	やまがた省エネ健康住宅の認証を受け全体改修を実施	工事費の30%	50万円	工事費の40%	75万円 (70万円)
		やまがた省エネ健康住宅の認証を受け部分改修を実施		40万円		65万円 (60万円)
		断熱化、バリアフリー化、克雪化など		30万円		55万円 (50万円)

!! 「やまがた省エネ健康住宅【やまぽっかの家】」の認証を受けて行う
リフォームに対して補助額を加算します !!

○用語の説明

- 移住世帯 令和3年4月1日以降に県外から町内に転入した方を含む世帯
- 新婚世帯 婚姻した日から5年以内の世帯
- 子育て世帯 平成20年4月2日以降に出生した方と同居する世帯(出産予定を含む)
- 空き家活用 空き家を取得しリフォームを行う工事

◀ その他 ▶

- ・上記は概要ですので、詳細は下記担当部署までお問い合わせください。
- ・町ホームページより、申請書等をダウンロードすることができます。
- (町ホームページ <https://www.town.shirataka.lg.jp/1188.htm>)



(町ホームページ)

！注意！ 工事着工後の申請は補助金の交付を受けることが出来なくなります。
お早めにご相談ください。

■問い合わせ先

白鷹町 建設課 都市・住宅係 ☎ 0238 - 85 - 6139

